

## 都市基盤施設の整備促進に関する決議

都市基盤施設は、都市における円滑な交通を確保し、豊かで良好な市街地の形成を図るとともに、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を支える、最も重要な施設である。

人口減少や高齢化が進むなか、魅力あふれる地方を創出し、経済の好循環の波を全国に広げていくためには、個性ある地域やコンパクトな拠点の連携に資する道路ネットワークなど都市基盤施設の更なる整備を促進していくことが不可欠である。

また、想定される巨大地震や毎年、全国各地で発生するさまざまな自然災害に対応するため、街路、区画整理、再開発及び連続立体交差事業による高度な防災都市づくりを一層推進し、強靱な国土を築く必要がある。

全国には整備を要する都市基盤施設が未だ数多く残されており、国民からも整備に対する強い期待が寄せられているが、平成二十六年当初予算は、必要な額が確保されず、事業の進捗に支障を来す箇所も出てきている。また、平成二十七年の予算編成において、都市基盤施設の整備に必要な予算の確保は不透明な状況にある。

今後の都市基盤施設の整備にあたっては、街路事業や市街地整備事業の推進がより一層強力に図られるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

一、平成二十七年予算については、地域に必要な都市基盤整備が長期安定的に実施されるよう必要な額を確保すること。

一、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、全国で必要な都市基盤整備が計画的かつ着実に推進できるよう必要な額を確保すること。

一、都市における喫緊の課題である交通渋滞解消を推進し、日本経済の高コスト構造の是正や環境改善を図るとともに、災害時の広域的な救援・支援活動等を支えるため、幹線道路ネットワークの整備をはじめとする街路事業や連続立体交差事業を積極的に推進すること。

一、災害に強いまちづくり、国際拠点の形成及び良好な居住環境を実現するため、高い整備効果が期待される土地区画整理事業及び市街地再開発事業をより一層促進すること。

一、特に、民間事業者との協定等により実施している連続立体交差事業や組合施行の市街地整備事業については、活発な民間投資を誘発できるように必要な額を確実に確保するべし。

右、決議する。

平成二十六年十一月二十一日

都市基盤整備事業推進大会